

高校教育課
特別支援教育課

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第14号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を削り、同条第4号中「第56条の3第1項第1号のロ」を「第56条の3第1項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の2第2号中「就業手当又は」を削る。

様式第16号を次のように改める。

（様式第16号） 削除

様式第17号中「事業主氏名 ㊦」を「事業主氏名 」に改め、同様式に注として次のように加える。

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第18号中「事業主氏名 ㊦」を「事業主氏名 」に改め、同様式に注として次のように加える。

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

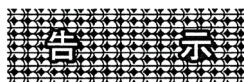
様式第19号中「事業主氏名 ㊦」を「事業主氏名 」に改め、同様式に注として次のように加える。

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第134号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第5第1項の表の1 施設の整備その他別に定める事業の項及び同表の2 1以外の事業の項中「県全域又は地域」を「県」に改める。

地域振興課

長野県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問看護 介護予防 訪問介護	株式会社エルモ	諏訪市中洲5317-1	つるかめ訪問看護/リハビリステーション	諏訪市中洲福島5317-1	つるかめ訪問看護/リハビリステーション	つるかめ訪問看護ステーション	令和4年 9月26日
訪問看護 介護予防 訪問介護	株式会社エルモ	諏訪市中洲5317-1	つるかめ訪問看護/リハビリステーション	諏訪市中洲福島5317-1	諏訪市中洲福島5317-1	諏訪郡下諏訪町矢木町112-10	令和4年 9月26日
居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	松村歯科医院	安曇野市明科中川手3994-5	松村歯科医院	安曇野市明科中川手3994-5	安曇野市明科中川手3994-5	安曇野市明科中川手6837-1	令和4年 10月27日

地域福祉課

長野県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社 エスポワール	小諸市大字御影新田2744-3	アイン薬局 中込店	佐久市中込3568-92	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社 エスポワール	小諸市大字御影新田2744-3	アイン薬局 佐久田口店	佐久市田口6525-1	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社 エスポワール	小諸市大字御影新田2744-3	アイン薬局 常盤城店	上田市常盤城5-1-18	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社 エスポワール	小諸市大字御影新田2744-3	アイン薬局 上田大屋店	上田市大屋514-1	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社 エスポワール	小諸市大字御影新田2744-3	西野薬局	上田市殿城232-3	令和7年3月31日

地域福祉課

長野県告示第137号

林道事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第633号）は、令和7年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の林道事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

信州の木活用課

長野県告示第138号

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第175号）は、令和7年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

信州の木活用課

長野県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同法第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
上田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上田都市計画公園事業 6・5・2号 上田古戦場公園
- 3 事業施行期間
令和3年3月18日から
令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市・まちづくり課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡南箕輪村字中の原8306番の2039地先から 上伊那郡南箕輪村字中の原8306番の1948地先まで	旧	10.1 ~ 11.6 m	0.4800 km
同 上	新	11.0 ~ 11.7	0.4800

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那辰野停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市中央5066番の1地先から 伊那市中央5137番地先まで	旧	m 9.3 ~ 10.3	km 0.2600
同 上	新	16.0 ~ 16.0	0.2600

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県飯田建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路 線 名 152号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市南信濃木沢1189番の7地先から 飯田市南信濃八重河内136番の5地先まで	旧	m 3.6 ~ 30.7	km 5.5184
飯田市南信濃木沢1188番の9地先から 飯田市南信濃八重河内136番の1地先まで		m 9.2 ~ 45.5	3.8485
飯田市南信濃木沢1188番の9地先から 飯田市南信濃八重河内136番の1地先まで	新	9.2 ~ 45.5	3.8485

(区域を変更する期日：令和7年4月1日)

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 下条米川飯田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡泰阜村平島田3440番の8地先から 下伊那郡泰阜村平島田3448番の1地先まで	旧	m 3.2 ~ 7.2	km 0.1548
同 上	新	7.7 ~ 15.1	0.1548

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 新井伊那八幡停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市松尾新井6884番の14地先から 飯田市松尾寺所2252番の3地先まで	旧	m 4.0 ~ 5.5	km 0.1519
同 上	新	5.2 ~ 13.4	0.1529

- 4 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 深沢阿南線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿南町字和合1075番の9地先から 下伊那郡阿南町字和合1075番の9地先まで	旧	m 3.8 ~ 6.0	km 0.1000
同 上	新	5.5 ~ 7.0	0.1000

- 5 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 赤石岳公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡大鹿村大字大河原2597番の2地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原2597番の2地先まで	旧	m 5.6 ~ 7.7	km 0.0662
同 上	新	5.5 ~ 7.7	0.0662

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県木曾建設事務所長 片 桐 剛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 開田三岳福島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木曾町開田高原西野6894番の1地先から 木曾郡木曾町開田高原西野6868番の70地先まで	旧	m 5.0 ~ 8.1	km 0.1904
同 上	新	8.1 ~ 15.8	0.1904

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県松本建設事務所長 太 田 茂 登

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 143号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市中川4440番の4地先から 松本市中川4109番の4地先まで	旧	m 5.5 ~ 24.0	km 1.4850
		----- 11.6 ~ 55.8	----- 1.3600
同 上	新	11.6 ~ 55.8	1.3600

(区域を変更する期日：令和7年4月1日)

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県大町建設事務所長 竹内 浩平

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野大町線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市美麻字下沖14481番の3地先から 大町市美麻字犬沢14917番の2地先まで	旧	m 7.5 ~ 23.2	km 0.8236
同 上	新	7.5 ~ 23.2	0.8236
		12.3 ~ 57.1	0.7296

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市美麻字新行14988番の2地先から 大町市美麻字新行14991番地先まで	旧	m 13.1 ~ 15.1	km 0.0440
同 上	新	13.1 ~ 19.8	0.0440

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県須坂建設事務所長 河原 輝久

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 村山綿内停車場線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字福島字七配810番の2地先から 須坂市大字福島字屋敷183番の2地先まで	旧	m 5.0 ~ 15.1	km 0.6823
同 上	新	5.0 ~ 15.1	0.6823
		5.0 ~ 17.0	0.7009

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信州新中条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市中条字宮本2106番の4地先から 長野市中条字宮下2310番の5地先まで	旧	m 6.8 ~ 18.0	km 0.1992
同 上	新	8.5 ~ 18.0	0.1992

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

- 1 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡南箕輪村塩ノ井367番の2地先から
上伊那郡南箕輪村塩ノ井366番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日
- 2 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市中央5066番の1地先から
伊那市中央5137番地先まで

上伊那郡辰野町大字樋口字樋口916番の1地先から
上伊那郡辰野町大字樋口字矢沢原496番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日
- 3 (1) 路線名 川上唐木沢線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡辰野町大字横川字門前2192番の1地先から
上伊那郡辰野町大字横川字門前2194番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日
- 4 (1) 路線名 伊那北殿線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡南箕輪村3722番の1地先から
上伊那郡南箕輪村3629番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 (1) 路線名 下条米川飯田線
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡泰阜村平島田3440番の8地先から
下伊那郡泰阜村平島田3448番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日
- 2 (1) 路線名 新井伊那八幡停車場線
(2) 供用を開始する区間
飯田市松尾新井6884番の14地先から
飯田市松尾寺所2252番の3地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日
- 3 (1) 路線名 深沢阿南線
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町字和合1075番の9地先から
下伊那郡阿南町字和合1075番の9地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和7年3月31日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

- 1 路線名 開田三岳福島線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡木曾町開田高原西野6894番の1地先から
木曾郡木曾町開田高原西野6868番の70地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月31日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 1 路線名 信州新中条線
- 2 供用を開始する区間
長野市中条字宮本2106番の4地先から
長野市中条字宮下2303番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月31日

道路管理課